

株式会社の内部留保金規定と学校法人の内部留保金規定との差異は正当か

法の下での平等に反する「学校法人貴族説」

反町勝夫

株式会社東京リーガルマインド 代表取締役

text by Sorimachi Katsuo

現在政府において教育バウチャーの導入が検討されているが、その議論の中で、学校法人は非営利団体だから大丈夫だが、株式会社は営利団体だから国費で補助すべきではないとの意見が見られる。果たして、この意見は会計および法理論的に正しいと言えるか、以下に検証したい。

内部留保金の意味

内部留保金とは、企業の拡大再生産により得られた資金である。本来企業は元入れ資本により事業を開始し、「売り上げマイナス経費」をもって「利益」を算出し、この中から出資者へのリスク支払いとしての「配当金」を支払い、その残額が社内に残った金額としての純粋の利益すなわち留保金となる。これが原理的な資本制生産方式である。その後、債券市場・金融市場の発達により、間接市場が発展し、借入金・社債による資金調達方式が拡大してきた。出資者は最初だけでなく、その後も継続的に出資する。これを増資という。増資には、現在の株主だけでなく、他の人も応募できる。これを公募による新株発行という。会社が借り入れによるか、新株発行によるかは、そのときの金利と配当とのいずれが安いかという判断による。借り入れをした場合は、元本を返還しなければならず、約束した利息は会社に利益があってもなくても、払わなくてはならない。その代わりに、利息は経費としてよいというのが税法であり、それだけ税金が減少し、それだけ内部留保が増える。他方新株発行の場合、配当の支払い額は経費

とならず、それだけ内部留保が減少するが、利益がない時は配当をする必要はない。これを株主のリスクという。

株式会社の内部留保金と学校法人の内部留保金との差異

両者の内部留保金の構造上(法制度上)の違いを明らかにすることは、同じ土俵で自由競争を試みようとする際には、避けては通れない論点である。ただし、内部留保は、企業体の継続性・安定性の典型的なシンボルだからである。また、運動体にとってそれが株式会社であれ、学校法人であれ、およそ自力で活動できなければ、いずれ死滅を免れないからである。その意味で、内部留保はその運動体が生き残れるか、成長できるかを知るメルクマールとなる。

この点、資料1で示したように、学校法人は株式会社に比べ3重のガードによって保護されている。すなわち

第1のガード：私学助成の優遇策(資料1の)。

第2のガード：法人税・地方税固定資産税その他多くの税金の免税策(資料1の)。

第3のガード：学校法人会計基準によって、内部留保を多く計上できる優遇規定の存在(資料1の)。

私はこれを、「学校法人貴族説」という。憲法第14条は、自然人のみならず法人にも適用される。人間については多くの法令により法の下での平等を実現したが、法人については、特に税制においては徹底していない。公益法人一般について検討はされたも

の、未だ改正されてはいない。

両者の内部留保金にこのような差異を認める規定の正当性の根拠は存在するか

前述のごとく、株式会社の内部留保金と学校法人の内部留保金とは、三つの根拠規定によりその額は大きく開いている。データの公表がないため正確には計算できないが、数倍の格差があると思っている。

では、その正当理由は何か。政策価値判断基準を考える。

国・自治体にとって 現在の歳出額は、歳入額の2倍であって、収支格差は年々拡大している。その対策として、国民は等しく歳出の減額に協力し、歳入の増加には等しく参加すべし、という判断である。この点、学校法人は学校法人会計基準の有利な規定と補助金交付により国・自治体の歳出を増加させ、免税特典により歳入を減少させている。

国民経済の観点から 冷戦後の世界は総資本主義社会に突入し、わが国もかつての社会主義的社会制度(官製市場が典型例)は極力解消し(民間にできることは民間に)、効率の良い、社会システム(小さな政府・行政経営)を再構成し、中国をはじめアジア諸国の経済発展の対処することが、21世紀の構造改革・規制改革の理念すなわち、あるべき「日本のかたち」である。

その施策として 21世紀の世界の時代文脈に、小泉内閣の構造改革路線があり、規制改革・民間開放推進会議がある。

そして、その緊急課題として、今まさに、官製市場の開放策としての「市場化テスト」の歴史的試みが行われようとしている。

このような学校を取り巻く環境に対し、現在の学校行政、特に学校経営に関する行政指導・管理(補助金と認可行政)そして、学校経営の安定・継続を目的とする非課税特典や学校法人会計基準の過大な内部蓄積をもたらす得る仕組みが、その正当性を維持し得るかどうかである。

学校法人の内部留保金は何に使われるか

主に次の用途が考えられる。

(1) 当該大学(以下「A大学」とする)が、学費を他の大学(ここでは株式会社大学)より、安くする場合

これは一般納税者の犠牲の下で、特定

の人(A大学の学生)のみが得をするようになる。A大学内には裕福な学生もいるのであり、その学生の学費も、国民の犠牲の下で安くする必要はあるだろうか。経済的に苦しい学生のみ学費を安くするのであれば、それは奨学制度を拡大して支給すればよい。

(2) A大学の校舎・図書などの設備、教授の教育研究費の充実や待遇などを良くするために使う場合

この点は、株式会社大学でも同様である。このためにこそ、イコールフットイングが要求される。

(3) 理事などの役員の報酬を良くする場合

それは、株式会社の株主に配当をするのと同様の機能を果たしている。大学の理事は、創立者については半永久的に理事である。自ら辞任しない限り、不正行為でもない限り、理事である。一般人からすれば多額でも、内部留保金の規模から見ればわず

かの金額であろう。

学校法人も、営利団体?

(1) 残余財産請求権が決め手

その団体が営利性を有するか否かは、法令上、利益配当の規定の有無で区別するのが通説で、この点異論はない。学説上利益配当とは、継続企業では各会計期間になす利益配当であり、また、期間配当を定めない団体については、解散時の残余財産の清算も利益配当にあたる。団体には、解散時に常にこの清算義務があり(合併などの例外あり)、残余財産請求権は出資者の基本的権利(固有権)である。そこで、この残余財産請求権が法律上定められていれば、その団体は営利性を有し、営利団体とすることができる(通説)。

さて、私立学校法第30条第1項第9号では解散に関する規定を定め、同法第30条第3項は、「第1項第9号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない」とする。そして、私立学校法第51条第1項において「解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算結了の届出の時ににおいて、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する」と定めている。私立学校法人は全て財団法人であるため、「寄附行為」であるが、設立者が自分で定めるといって、社団法人の「定款」とその法的性質は同じである。このように私立学校法人にも規定上は、残余財産請求権の定めがあり、寄附行為をした人(出資者に相当)に帰属する旨定めることができるので、株式会社と変わりがない。したがって、学説上は私立学校法人も営利団体と定義できよう。

この点は同様の規定がある医療法人の取り扱いが参考になる。

(2) 参考 医療法人の場合

医療法人法第55条第1項第1号に社団法人たる医療法人は、解散事由を定款で定めるこ

資料1 株式会社と学校法人との内部留保の差異・原因分析

内部留保金は、企業の将来への投資・事業拡大の源泉となる。企業は通常借入金による資金調達をもって投資を行うが、それは二次的なものである。

A	会社の場合の内部留保金額	税引前利益 - 法人税支払 - 地方住民税支払 - 株主配当金支払 ← 学校法人には株主配当はない - 役員賞与支払 ← 学校法人では理事等へ払う報酬が経費となる。会社でも役員には払う報酬(賞与は別)が経費となる。 内部留保金
	(学)基本金の組入(1号-4号)	← 毎年組入れ 1号 既存の建物の原価 2号 将来建築計画のための積立金組入れ 3号 研究目的・ソフト用資金の組入れ 4号 運営のための資金借り用の積立
B	減価償却費	← 減価償却は会社にもあるが、基本金のうちの建物関係の部分につき2重計上となるおそれがあり、問題。
	(学)補助金(国庫・地方公共団体)	← 学生納付金の10~20%くらいが毎年補助されている。
	租税公課	← 学校法人は事業所税の免除・償却資産税・固定資産税等の免除
	法人税 地方住民税	← 法人税・地方住民税等も免除

株式会社立学校と学校法人との競争条件の同一化(イコールフットイング)のためには、まず
 ・私学助成の平等化 上図の問題。株式会社立学校にも同率の私学助成が必要。
 ・優遇税制の平等化 上図の問題。株式会社立学校にも同じように免税規定が必要。
 次に、上図の2つを解消してもなお、両者の会計基準の違いから生ずる不平等がある。
 ・会計基準の平等化の問題。最も合理性のある企業会計基準を学校法人にも適用するのが望ましい。
 会社と学校法人が同じ市場で公平な競争を行うためには、イコールフットイングが必要であり、そのためには上図の ~ のすべてが公平に保障されねばならない。

特に基本金については、その積み立ての限度額について、何ら制限規定がないと、各大学の自由な将来計画に任せて全く自由に積み立てられること。そのため「帰属収入」から「制限のない基本金総額」を控除した「消費収入」はそれだけ減少し、これから「消費支出」を差し引いた「消費収支差額」は赤字となる危険性が高い。この赤字(消費支出超過)を埋めるために、政府は補助金を交付している。ここに補助金行政の濫用の危険性がある。

ここでの価値判断は、

国・自治体にとっては、財政赤字が増える現実を踏まえ、如何に財政規律の達成を図るかであり、
 文部科学省にとっては、大学経営を監督する立場から、大学全入時代を控えて教育の公共性・継続性を確保することであり、
 利用者たる学生・保護者にとっては、教育を受ける権利の行使として、自ら望む講義を自由に選択でき、自己実現に役立つ授業を受ける自由が保障されることであり、
 生徒や学生を受け入れる国民にとっては、生涯学習時代に突入した今日、総資本主義の世界経済の中で生き抜くためのたくましい人材が継続・回復して養成されていることである。
 かかる価値判断より、民で出来ることは民に任せよ、という構造改革・規制改革・官製市場の開放が主張されている。その手段として、国においては「市場化テスト」の実行が緊急課題とされ、地方においては、会社・NPOを「指定管理者」として選定することが求められており、
 国政・自治体の全行政を通じて、その展開が急がれている。

筆者作成

とができると定め、同法第56条において社団たる医療法人の残余財産の帰属について、その第1項で「解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。」と定めている(ただし、同法第54条では期末において剰余金の配当は禁止している)。つまり、出資者がいる医療法人の場合は、定款(出資者が合意した契約)で誰に残余財産を払うかを定めれば、その人が配当(ここでは残余財産)を受けることを認めている。そのため、この医療法人は営利法人である株式会社と同率の法人税等を支払うべきものと法人税法は定めている(ただし軽減税率もある)。つまり、営利邦人と認めているわけだ。とすれば、この医療法人の規定と同様の規定がある私立学校法人は、法の下の平等原則から、会社と同率の法人税等の納税義務を負担するよう諸法令を改正することも検討されてしかるべきである。

(3) 残余財産の帰属者について

「学校法人を解散して教育事業から手を引くのであれば、残余財産は本人には帰属しない」という説について述べる。私立学校法第30条第3項は、「残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。」と定める。「Aその他B」という法律用語は、「AとBとは別もの」の場合に用いる。したがって、「学校法人その他教育事業を行う者」という文言は、「学校法人又は学校法人以外で教育事業を行う者」を意味している。学校法人が非営利なら、それ以外で教育を行う者は営利と考えられるから、条文の意味を、「非営利又は営利で教育事業を行う者」と解釈することが条理である。とすれば、法理論上は学校法人設立時に寄附行為者が営利で「教育事業を行う者」であっても、寄附行為者個人たる本人を残余財産の帰属者として規定してよいこととなる。

なお、本条項における「選定されるようにしなければならない」との規定は、特定の個人名を明記することを排除するものではな

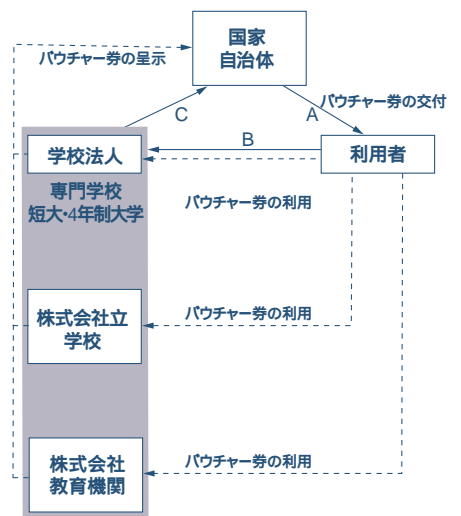
い(NPO法は第11条で「(定款中に)残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。」と定めているが、特定のNPO団体名を明記することが奨励されている。解散時における紛争を予防するためには特定した方がよいから、この運用は妥当)。

そもそも法人設立の自由および解散の自由は、民法上、契約自由の原則(設立自由の原則、解散自由の原則など)という。私的自治の原則の具体化)の中身になっている。設立が自由であればそれと同じ条件で、解散が自由でなければならない。そうしないと、いったん設立した者は、撤退できなくなってしまう、結局は私的自治を害してしまうからである。そのような見地から、この私立学校法の第30条第3項・第51条第1項は妥当な条文である。

なお、第50条の解散には認可を要する場合があるので、設立者を残余財産の帰属者にした場合、解散の認可が下りないのではないかという指摘も考えられる。しかし、「寄附行為に定めた解散事由の発生」の場合(第50条第1項第2号)は、その旨の届出をするのみでよいので、必ずしも認可が必要となるわけではない(第50条第4項参照)。例えば、「少子化の時代により応募学生数の減少が継続し、定員に満たない状態が3年以上継続した場合」などを定めておけば「寄附行為に定めた解散事由の発生」に当たると言える。賢明な設立者であれば、少子化は十分予想できる事態であるため、事前に理事者間の学校継続に関する紛争を予防するために、かかる規定を寄附行為として定めることもあり得る。また、その他の解散事由に基づく場合でも、「認可」とは、一定の要件を備えれば、必ず認可しなければならない点で、許可(自由裁量)とは異なる。従って、設立者を残余財産の帰属者に指定した上での解散も、寄附行為に基づく以上、認可すべきものとなる。

以上のように、残余財産が「本人(寄附行為者)」に属する場合が想定できる以上、

資料2 バウチャー制度に係わる各局面の政策価値判断



Aの場面：国・自治体の財政政策の目的(いかに補助すべき利用者(例えば、生徒・学生、労働者など)を選定してこの者(消費者)にバウチャー券を交付

Bの場面：教育サービスの自由競争を通じて、バウチャー券の利用者はすぐれた教育サービスを選択する。その選択権限を国民(=消費者)の判断にゆだねる方式で、消費者主権の原理に従う望ましい政策規定である。

利用者がまたはの株式会社の教育サービスを選択したことにより、の学校法人より有利になっても、それは、バウチャー制度の欠陥ではない。狙いは、のいずれの教育サービスが優れているかを、国・自治体の判断ではなく、納税者主権に委ねたことにある。

Cの場面：教育機関がBの場面で取得したバウチャー券につき、そのバウチャー券を、国家が等価で交換する。

筆者作成

「学校法人を解散して教育事業から手を引くのであれば、残余財産は本人には帰属しない」とする説は、法理論上疑義がある。

なおここで私が主張したいのは、学校法人と株式会社は、公益性、営利性という多義的な概念で割り切れるものではなく、実際の社会の運用状況を冷静に分析し、解釈すべきであるということである。単純に法律上(運用上ではなく)の論理解釈をすれば、いかなる結論に達するかを試みに過ぎない。法の解釈といっても所詮は、主権者たる国民・消費者・学生がサービスの需要者であり、主権者たる国民がいかなる判断をするかを最終的な要素としなければならないのである(論理解釈のみで決せられるものではない)。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com